

群馬県消費者教育教材貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、消費生活に関する学習や啓発の機会等の充実を促進するため、県の保有する消費者教育教材（以下「教材」という）の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出する教材)

第2条 貸出する教材は、次のものとする。

- (1) DVD、ボードゲーム
- (2) タペストリー、ロールアップバナー

(貸出の対象)

第3条 貸出の対象は、県内の市町村、消費生活センター、教育機関、消費生活に関する学習や啓発を行う団体等とする。ただし、第2条(1)のうち、群馬県が制作したDVDについては、県外の団体等も貸出の対象とする。

(貸出の手順)

第4条 貸出を希望する者（以下「利用者」という。）は、別紙「消費者教育教材貸出申請書」に必要事項を記入し、消費生活課長に提出する。

- 2 消費生活課長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を確認し適当と認められる場合は、教材を貸し出すものとする。
- 3 前項の貸出は、原則として、消費生活課内で行うものとする。ただし、第2条(1)の教材は利用者が遠隔地等の場合は、郵送等により貸し出すことができるものとするが、第2条(2)の教材は県との相談によるものとする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(貸出に係る費用の負担)

第6条 第4条第3項により郵送等により貸出を行う場合、貸出に要する送料を県の負担とし、返却に要する送料を利用者の負担とする。ただし、県外の団体等への貸出は、貸出及び返却に要する送料を利用者の負担とする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、消費生活課長が必要と認める場合は、その期間を延長できるものとする。

(貸出中の教材の管理)

第8条 貸出期間中は利用者が責任を持って教材を管理し、損傷、紛失した場合は利用者が弁償の責務を負うものとする。

- 2 教材の利用により人的、物的損害が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとする。

(利用目的の制限)

第9条 利用者は、貸出を受けた教材を無断で複製、放送、営利的上映、販売及び転貸してはならない。

(その他)

第10条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消費生活課長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年3月19日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。